○国土交通省告示第六百五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年三月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1141	騒音防止装置　いすゞ　H13－K903	いすゞ　SPG－FSR90＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号

○国土交通省告示第六百六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2511	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21－IDC－6UZ1TCH5	いすゞ　QKG－CYM77＊＊、いすゞ　QKG－CYL77＊＊、いすゞ　QKG－CXZ77＊＊、いすゞ　QKG－CYZ77＊＊、いすゞ　QKG－CYY77＊＊、いすゞ　QKG－CYH77＊＊、いすゞ　QKG－CYJ77＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号

○国土交通省告示第六百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、MTU Japan株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
MTU　Japan株式会社　東京都港区高輪二丁目15番19号　高輪明光ビル	MTU－Marubeni株式会社　東京都中央区日本橋３丁目13番11号　油脂工業会館ビル

2．変更年月日

平成24年10月31日

○国土交通省告示第六百八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2144	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF－VE－12	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎G－2147	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　HBDKF－VE－1	〃
㊎G－2286	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF－VE２－１	〃

○国土交通省告示第六百九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2073	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－CCLF－DBA2	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊎G－2074	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－CCL３－DBA2	〃

○国土交通省告示第六百十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－1568	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DBA－２GRFSE1	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎G－1569	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DBA－４GRFSE2	〃
㊎G－1959	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－３GRFSE３	〃
㊎G－1960	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－４GRFSE３	〃
㊎G－2124	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－１KR－FE７	〃
㊎G－2125	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－１NR－FE１	〃
㊎G－2195	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－３SZ－VE	〃
㊎G－2196	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－K３－VE	〃

○国土交通省告示第六百十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十五年六月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－1970	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBA－VQ35－７J32A	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎G－2237	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBE－CR12－７Y12A	〃